平成２４年（フ）第７９５１号
東京都品川区旗の台６丁目17―22―203
債務者　高橋　啓介
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９５２号
東京都足立区千住河原町７―15―201
債務者　諏訪　祐太
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９５４号
東京都町田市広袴町562－１　Ｍステージ　Ｉ－１
債務者　永川　仁志
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５９号
横浜市青葉区たちばな台２丁目16番地17
債務者　黒江　輝彦
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４４１号
大阪市東住吉区住道矢田７丁目17番17―401号
債務者　畑中　照夫
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９２号
横浜市神奈川区菅田町1902番地６
債務者　牧　　真一
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９号
静岡県富士市横割本町７番５号　ファミールニシオ２－Ｅ号
債務者　富士城こと　島岡　　章
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午前10時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７１号
静岡県富士市三ツ沢56番地の６、前住所静岡県富士市伝法704番地の49
債務者　阿部　博一
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７２号
静岡県富士市三ツ沢56番地の６、前住所静岡県富士市伝法704番地の49
債務者　阿部　恵子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３３８号
栃木県那須郡那珂川町松野1486番地
債務者　郡司佐依里
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３９号
栃木県鹿沼市下永野1358番地３
債務者　高田美佐代
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３４号
大分県宇佐市大字四日市2571番地の２、住民票上の住所大分県大分市大字森町228番地の５
債務者　矢野　京子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月３日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３６号
大分県中津市大字中原578番地２
債務者　大下佐知子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月３日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第７７４６号
東京都大田区大森西３丁目３―17―202
債務者　斉藤　好江
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７４７号
東京都江東区東砂１丁目２－３―401
債務者　額田美智子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部